

一般質問(5)、議員研修会、議会トピックス①

発達障がいの子どもたちへの切れ目ない支援体制を整備せよ!

かとう 涼子(ネット)

質問 介護予防の地域の支え合いが広がっていない。

答弁 運用の見直しを含め、市民が取り組みやすい仕組みとなるよう検討する。

意見 認知症の増加で、訪問介護の難易度が高まって

いる。サービス確保のため、介護報酬を改善すべきだ。

質問 市民会館の今後に対する市長の説明はあまりに

抽象的。市民の判断材料となる具体的な提案を求める。

答弁 具体的なイメージの湧く素材をつくり、市民意

見をいただけるよう庁内検討を進める。

質問 ひいらぎのまんぼうグループは隔週通所のため

学習が定着しない。週1通

所にできないのか。就学後の学校との連携の課題は、

答弁 希望者が多く、定員拡充等に対応している。就学後の関与のあり方は検討課題であり、切れ目のない支援が図れるよう努める。

質問 (仮称)子ども条例の検討状況を伺う。

答弁 子どものSOSを受けとめる機関の必要性や既存の相談支援機関との連携について意見がある。

質問 児童館を子どもの相談支援機関として位置づけてはどうか。現状は。

答弁 友人とのトラブルや家庭環境の問題、不登校、進学等幅広い相談が年5千900件寄せられている。

柳泉園の暴走は市長の責任! 保谷庁舎の解体は先送りせよ!

森 てるお(無所属)

質問 柳泉園は独立した自治体だ。市長は正・副管理者のいずれかに就任する。

市長は柳泉園で行った決定にどんな責任を負うのか。条例上の根拠は何か。不燃ごみの焼却は市民への説明と明らかに違っている。柳泉園の処理の追認だ。

答弁 柳泉園は中間処理施設で、持ち込まれたごみを処理し最終処分場に運搬する。この業務は柳泉園に移り、西東京市に権能は残らないとされる。不燃ごみの処理は構成3市の一般廃棄物処理基本計画と連携した基本計画を柳泉園がつくるので一致している。

質問 柳泉園で決めたこと

は市に対して影響力を持つ。市長はどういう責任を負っているのか。また、柳泉園の基本計画は、構成3市の基本計画の最大公約数だ。ぴったり一致することはあり得ない。柳泉園が決めた処理に従っているから、追認だと指摘している。

答弁 東久留米市、清瀬市、柳泉園組合と連携して作成しており、そこはない。

質問 以前答弁したが、保谷庁舎は倒壊しない。設備の老朽化は丸山市政が対処していないだけ。不都合が出た時点で対応すればいい。

答弁 空調機やトイレの故障、雨漏り等についてはその都度対応している。

議員研修会

議員の資質向上と政策立案のため、平成29年10月18日及び同月23日の2日間にわたり、議員研修会を開催しました。

日時 平成29年10月18日

内容 「地域包括ケアシステムのこれから～人々の生活を支えるシステムとは」

講師 淑徳大学コミュニティ政策学部教授 鏡 諭氏

2000年4月にスタートした介護保険制度は、当初3.6兆円から始まった給付が、2016年に10.4兆円と拡大し、さらに、2025年には約21兆円の給付規模になると見込まれています。

介護保険制度の「強さ」は、給付の拡大と、サービス給付機会の公平性がありますが、「脆さ」とは、財政的な持続可能性が挙げられます。

その制度の発足から携わり、第一人者である鏡先生に、今後の方向性や、改革について、お話しいただきました。

日時 平成29年10月23日

内容 政策議会の「話し合い」

講師 龍谷大学政策学部教授 土山 希美枝氏

議会の権限の問題と、政策・主張の正当性の問題を解決するために、一般質問の重要性が注目されています。

「なぜ議会力が求められ、議会改革が必要なのか」、「議会における質問の役割」や「一般質問の現状と課題」、そして、具体的な手法や質問力を「政策議会」の資源として活用することについて、土山先生にお話しいただきました。



写真募集中

議会だより あなたの写真を載せてみませんか

過去の応募写真



76号掲載

議会だよりに掲載する写真を募集します。かわいいお孫さんの写真や、風景写真など、あなたのベストショットをぜひお送りください。

規格 データの場合……メールあるいは収録したCD-ROM等プリントの場合……L版以上

内容 撮影対象は何でも結構です。ただし、人物が明らかに特定できる場合は、ご本人の了承を得てください。

送付方法等 撮影者の①住所、②氏名、③電話番号、④撮影場所・年月日、⑤作品名及びその説明、⑥市外在住の方は西東京市とのかかわり(在勤・在学の場合は会社名・学校名を明記)を別紙にご記入の上、下記までお送りください。

※応募作品は原則として返却できません。

送付先 議会事務局 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

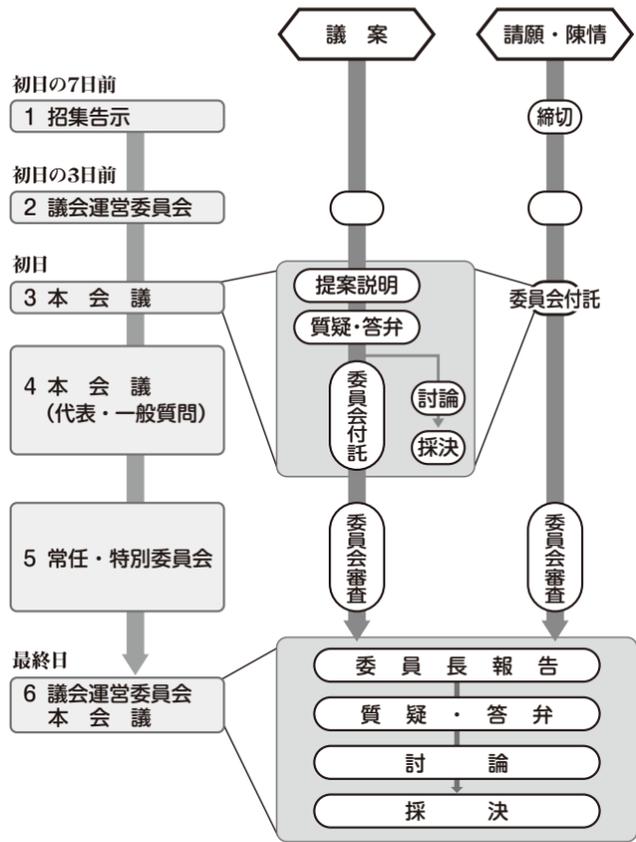
お問い合わせ TEL042-460-9860(直通)

メール:gikai@city.nishitokyo.lg.jp

議会トピックス ①

市議会の流れ

市議会ではどのように審議・審査が行われているかをご理解いただくため、ここでは、定例会での一般的な流れをご紹介します。定例会は、田無庁舎において毎年4回(3月、6月、9月、12月)開催されます。特定の案件について必要がある場合には臨時会が招集されます。



- 1 招集告示 定例会初日の7日前に市長により招集告示が行われ、各議員に通知します。
2 議会運営委員会 定例会初日の3日前には議会運営委員会を開催し、日程や議案等の取り扱いを協議します。
3 本会議 定例会初日には提出された議案の提案説明、質疑を行い、委員会で審査を行うものは委員会に付託し、委員会で審査を行わないものは、討論、採決を行います。また、請願・陳情の付託も行います。
4 本会議(代表・一般質問) 定例会2日目からは、代表質問(通常3月定例会で会派が行います)・一般質問を通常4日間行います。
5 常任・特別委員会 各常任委員会・特別委員会に付託された案件は委員会で審査を行います。なお、常任委員会は、通常1日に2委員会を同時に開催します。
6 議会運営委員会本会議 定例会最終日には議会運営委員会を開催し、日程や議案等の取り扱いを協議します。その後、各委員会での審査結果を委員長が本会議で報告し、質疑、討論、採決を行います。

※以上は、定例会での一般的な流れを説明したものです。